

平成 20 年 3 月 21 日
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先
監 査 事 務 局 総 務 課
電 話 03-5320-7011

重 度 心 身 障 害 者 手 当 の 支 給 を 違 法 ・ 不 当 と し て
必 要 な 措 置 を 求 め る 住 民 監 査 請 求 監 査 結 果

東京都監査委員	倉 林 辰 雄
同	馬 場 裕 子
同	三 栖 賢 治
同	筆 谷 勇 子
同	金 子 庸 子

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人 等

(1) 請 求 人

江戸川区 宮 本 しょう子

(2) 代 理 人

港区 弁 護 士 佐 藤 貴 夫

2 請 求 書 の 提 出

平成 20 年 1 月 23 日

3 請 求 の 内 容

(1) 主 張 事 実

ア 本請求は、江戸川区居住の A (以下「本件受給者」という。)に対する東京都重度心身障害者手当条例 (昭和 48 年東京都条例第 68 号。以下「本件条例」という。)に基づく東京都重度心身障害者手当 (以下「本件手当」という。)の違法・不当な支給につき、必要な措置を求めるものである。

イ (ア) 本件受給者は、昭和 22 年生まれで、生後間もないころから

先天性筋萎縮症にり患し、四肢麻痺による障害者 1 級の指定を受け、20 歳ころから歩くことができなくなり、昭和 49 年以来、電動車椅子を常用している。

(イ) 本件受給者は、昭和 49 年ころ、江戸川区に職員として採用され、福祉部すこやか熟年課孝行係に属し、自宅勤務ながら福祉電話相談員として、下記の理由により解職される平成 17 年 1 月 18 日まで、その職にあった。

(ウ) 本件受給者は、昭和 57 年ころ、株式会社ダスキンが主催する「ミスタードーナツ障害者リーダー米国留学研修派遣事業」により、留学研修生として、カリフォルニア州に留学した。本件受給者は、上記留学を果たし、その経験を各種の催しやテレビ等で講演したころから、障害者やその支援機関らの間で知られるようになり、介護福祉士養成の専門学校の講師、旅行会社等の複数の企業の顧問、官庁の審議会の委員等を務めるなどをした。

また、障害者らに対し、車椅子で外出することを積極的に勧め、自らも、国内（八丈島、奄美大島、長とろ、三つ峠等）のみならず、海外旅行をしたり、（バリ島、平成 11 年 3 月 8 日から 12 日）、箱根駅伝に倣って小田原から茅ヶ崎までの 25 キロを電動車椅子で走破する（平成 11 年 1 月 10 日）など、活動的な障害者として知られるところとなり、その様子は、自らも書籍として出版（「車イスといっしょに旅に出よう！」日本経済新聞社・平成 12 年刊）しているほか、障害者やその支援者らのホームページなどでも多数取り上げられている。

なお、本件受給者には、知的障害は全くない（請求人が本件受給者から聞いたところによれば、本件受給者は、都立両国高等学校を卒業し、東京大学を受験し、合格したものの、障害から入学を断念したとのことであり、長らく、自宅で学習塾を営んでいたものである。）。

ウ（ア）本件受給者は、上記のとおり本件条例に基づく本件手当の支給を受けていた。その支給開始時期は、本件条例が制定された昭和 48 年ころと推測され、他方、現在の支給状況は、個人情報にあたるとして、担当部局が開示をしない意向を示しているので不

明であるが、少なくとも平成19年7月ころには、支給を受けていた。

(イ) 本件条例によれば、本件手当は、次の者に支給されるものとされる(本件条例別表)。

a 重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの

b 重度の知的障害であつて、身体の障害の程度が次の各号のいずれかに該当するもの

(a) 両眼の視力の和が0.04以下のもの

(b) 両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの

(c) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

(d) 一上肢の機能を全廃したもの

(e) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

(f) 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なものの

(g) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの

(h) 前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの

c 重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座つていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの

(ウ) また、東京都重度心身障害者手当取扱要領(昭和48年8月1日付48民障福第425号。以下「本件要領」という。)によれば、本件手当の支給対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいう」とされ、「一般に重度心身障害者といわれている者(身体障害者手帳1~2級、愛の手帳1~2度相当者)とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいうべきものであり、障害が永続し、将来にわたって、その障害のそのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう」とし、「その典型的な障害としては、知的障害の最

重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性マヒ者等であり、「治療の対象となる疾病や訓練及び補装具等により改善が可能な程度の障害者は対象とならない」とされている。

(エ) 本件受給者が、四肢麻痺の障害を有するとはいえ、かかる支給要件に該当するものでないことは、その活動状況等からも明らかである。

エ 本件受給者が、いかにして、かような厳格な要件のもとに支給される本件手当の支給を受けることとなったものかは不明であるが、本件受給者の申請行為に重大な虚偽があった可能性は濃厚である。

また、その支給を決定し、かつ、少なくとも平成19年7月まで、漫然とこれを支給してきた都知事の措置は、不当であったというほかはなく、本件条例第8条の定めるところにより、都知事は、支給した本件手当の返還を求めるべきである。

なお、本件受給者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく支援費を不正に受給していた件で江戸川区の職員を解職されたものであり、当該事実により詐欺罪の事実により起訴され、平成19年2月8日、東京地方裁判所より執行猶予付きながら有期懲役刑の判決を受けている。

(2) 措置請求

監査委員は、都知事に対し、次のとおり勧告することを求める。

ア 本件受給者に対する本件手当の支給を取り消すこと。

イ 本件受給者に対し、支給を受けた本件手当の返還を求めること。

4 請求の要件審査

本件請求において請求人は、本件受給者に対する本件手当の支給について、本件受給者の活動状況等から申請行為に虚偽の可能性があり、本件条例の支給要件には該当しないことから、本件支給を取消し、支給を受けた本件手当の返還を求めているものと解される。

ところで、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項は、請求の期間について、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできないとし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

請求人は、請求期間の1年を超える平成19年1月22日以前の本件手当の支給については、正当な理由があることを主張立証していない。

よって、本件請求については、請求日前1年以内の本件手当の支給を、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件受給者に対して、請求日前1年以内に支給した本件手当を監査対象とした。

2 監査対象局等

福祉保健局を監査対象とした。

また、本件受給者に対し、関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づき、平成20年2月29日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨を補足した。新たな証拠の提出はなかった。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、福祉保健局の職員を立ち会わせた。

また、同日、福祉保健局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件手当の概要について

都は、本件条例、同施行規則（昭和48年東京都規則第141号）に基づき、本件手当を支給している。

また、支給手続等について、本件要領を定めている。

本件条例等の主な規定は、以下のとおりである。

ア 本件条例

第2条 本件手当は、東京都の区域内に住所を有する者であつて、心身に、別表に定める程度の重度の障害を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

一 六十五歳未満の者

第3条 本件手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、六万円とする。

第4条 本件手当の支給を受けようとする者は、都知事に申請し、支給資格の認定を受けなければならない。

第5条 前条の認定を受けようとする者は、規則の定めるところにより、別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて、東京都心身障害者福祉センター条例（昭和43年東京都条例第17号）により設置された東京都心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）の長の判定を受けなければならない。

2 都知事は、必要があると認めるときは、前条の認定を受け支給資格を得た者に対し、その者が、現に、別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて判定を受けさせることができる。

第6条 本件手当は、第4条の規定による認定の申請をした日の属する月から本件手当を支給すべき事由の消滅した日の属する月まで支給する。

第8条 偽りその他不正の手段により本件手当の支給を受けた者があるときは、都知事は、当該手当をその者から返還させることができる。

別表（第2条、第5条関係）

三 重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座つていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの

イ 本件要領

第4 判定

1 判定機関

本件手当の支給を受けようとする者は、都知事に申請した後、センターの長の判定を受けなければならない。

この判定にあたってセンターの長は、申請者が常時複雑な介護を必要とする障害があるか否かを、センターに所属する医師又はセンターの長が指定する福祉保健局所属の医師に診断させ、その結果に基づいて判定する。

2 診断の実施方法

(1) 来所判定及び出張判定

原則として、センターで行う場合又はセンターの職員（医師）が申請者の自宅に出張して行う場合のいずれかとし、センターの長は、判定のための診断を実施するときは、申請者に診断の日程及び場所を指定する。

(2) 本件受給者に対して支給した本件手当について

本件受給者は、昭和50年1月21日に、都知事から本件手当の受給資格の認定を受けており、申請月である昭和49年9月分にさかのぼって支給を受けている（本件条例第6条）。

監査対象期間における本件受給者に対する本件手当の支給状況は、下表のとおりである。

支 払 日	支 払 金 額	支 払 対 象 月
平成 19 年 2 月 14 日	60,000 円	平成 19 年 1 月分
平成 19 年 3 月 14 日	60,000 円	平成 19 年 2 月分
平成 19 年 4 月 13 日	60,000 円	平成 19 年 3 月分
平成 19 年 5 月 14 日	60,000 円	平成 19 年 4 月分
平成 19 年 6 月 14 日	60,000 円	平成 19 年 5 月分
平成 19 年 7 月 13 日	60,000 円	平成 19 年 6 月分
平成 19 年 8 月 14 日	60,000 円	平成 19 年 7 月分
平成 19 年 9 月 14 日	60,000 円	平成 19 年 8 月分
平成 19 年 10 月 15 日	60,000 円	平成 19 年 9 月分
平成 19 年 11 月 14 日	60,000 円	平成 19 年 10 月分
平成 19 年 12 月 14 日	60,000 円	平成 19 年 11 月分
平成 20 年 1 月 15 日	60,000 円	平成 19 年 12 月分
合 計	720,000 円	

2 監査対象局の説明

本件手当制度については、昭和 48 年 6 月に都が本件条例を制定し創設した都独自の制度であり、「心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に対し、本件手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的」としている。

本件手当の支給要件は、都の区域内に住所を有する者であって、本件条例別表に定める程度の重度の障害を有するもののうち、年齢、住所、所得の要件のいずれも満たすことが必要となる。なお、平成 12 年に、介護保険制度が創設されたことに伴い本件条例を改正し、年齢要件としては 65 歳未満、所得要件として限度額の設定が設けられた。

また、本件手当の支給方法は月を単位とし、その額は月額 6 万円である。なお、この制度発足の昭和 48 年は 1 万円の額で始まった。また、手続きに関しては区市町村を通じて申請書を提出し、都で受理し、その後、センターの医師が直接申請者を診断する。この診断結果を基に、センター長が本件条例に定める要件（基準）に該当する重度の障害にあるか否かの判定を行い、都知事に通知する。そして、都知事は、センター

長の判断に基づいて本件手当を受給する資格があると認められる申請者には認定通知を、認められない申請者には非該当通知を行う。

本件受給者の本件手当受給については、昭和49年9月の本件手当受給に係る申請に対し、同年11月20日にセンターの医師が本件受給者を直接診断した。その診断を基にセンター長が、本件受給者の状態は本件条例に定める要件を満たしていると判定した。そして、都知事は、受給資格の認定の通知をし、本件手当を支給してきた。

以上のとおり、本件受給者に対する手続きについても、本件条例等に基づき適切に事務処理を行っており、請求人が主張する違法・不当には当たらない。

また、「本件受給者の申請行為に重大な虚偽があった可能性は濃厚である。」との主張に対しても、センターとしては「センターの医師による直接診断」を行い、それを基に判定を経て適切に対処している。

したがって、本件請求に係る本件受給者に対する本件手当支給に関しては、本件条例等に定められた手続きを行っていることから適正である。

3 関係人調査

関係人調査において、本件受給者から次のような説明があった。

- (1) 昭和49年9月から、本件条例別表第3号に該当するものとして、本件手当を受給している。
- (2) センターの医師による診断は、受給資格判定の際の診断及び受給資格認定後の現況判定を併せて、3回又は4回受けたと記憶している。

4 判断

本件請求において請求人は、本件受給者に対する本件手当の支給について、本件受給者の活動状況等から申請行為に虚偽の可能性があり、本件条例の支給要件には該当しないことから、本件支給を取消し、支給を受けた本件手当の返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係資料の調査並びに関係人調査の結果に基づき、次のように判断する。

- ア 本件手当は、身体障害者手帳等とは異なる観点から支給する都独自の制度であることから、支給資格の判定に当たっては、センターの医師による直接診断を原則としている（本件要領第2）。
- イ センターの医師が、昭和49年11月20日、本件受給者の障害の状態について、本件条例に定める要件を満たす程度であり、将来の再診断の必要については「無」と診断を行っている。
- ウ センター長は、昭和49年12月24日、センターの医師の診断結果に基づき、本件受給者が本件条例に定める程度の障害の状態であるとの判定を行った。

以上のことから、本件受給者に対する支給資格については、センターの医師が、本件受給者の障害の状態について直接診断を行い、当該診断結果に基づき、センター長が、本件条例の要件について判定したものであることが認められる。

支給決定は、本件受給者について、医師が診断、確認して判断したものであり、当該判定に当たって、本件受給者が不正行為等を行ったとする事実も見当たらない。

したがって、本件受給者に対して支給した本件手当については、返還請求を行う場合に当たるとは認められない。

5 結 論

本件受給者に対する本件手当の支給について、本件条例の支給要件には該当しないことから違法・不当である、とする請求人の主張には、理由がない。

資料（東京都職員措置請求書等）

請 求 の 要 旨

- 1 本請求は，東京都江戸川区居住のAに対する東京都重度障害者手当条例（昭和48年6月11日条例第68号，以下「条例」という。）に基づく重度障害者手当（以下「手当」という。）の違法・不当な支給につき，必要な措置を求めるものである。
- 2 (1) Aは，昭和22年生まれで，生後間もないころから先天性筋萎縮症に罹患し，四肢麻痺による障害者1級の指定を受け，20歳ころから歩くことができなくなり，昭和49年以来，電動車椅子を常用している。
(2) Aは，昭和49年ころ，東京都江戸川区に職員として採用され，福祉部すこやか熟年課孝行係に属し，自宅勤務ながら福祉電話相談員として，下記の理由により解職される平成17年11月18日まで，その職にあった。
(3) Aは，昭和57年ころ，株式会社ダスキンが主催する「ミスタードーナツ障害者リーダー米国留学研修派遣事業」により，留学研修生として，カリフォルニア州に留学した。Aは，上記留学を果たし，その経験を各種の催しやテレビ等で公演したころから，障害者やその支援機関らの間で知られるようになり，介護福祉士養成の専門学校の講師，旅行会社等の複数の企業の顧問，官庁の審議会の委員等を務めるなどをした。
また，障害者らに対し，車椅子で外出することを積極的に勧め，自らも，国内（八丈島，奄美大島，長瀬，三つ峠等）のみならず，海外旅行をしたり（バリ島，平成11年3月8日から12日），箱根駅伝に倣って小田原から茅ヶ崎までの25キロを電動車椅子で走破する（平成11年1月10日）など，活動的な障害者として知られるところとなり，その様子は，自らも書籍として出版（「車イスといっしょに旅に出よう！」日本経済新聞社・平成12年刊）しているほか，障害者やその支援者らのホームページなどでも多数取り上げられている。
なお，Aには，知的障害は全くない（請求人がAから聞いたところによれば，Aは，東京都立両国高等学校を卒業し，東京大学を受験し，合格したものの，障害から入学を断念したとのことであり，長らく，自宅で学習塾を経営していたものである。）。

3 (1) A は、上記のとおり条例に基づく手当の支給を受けていた。その支給開始時期は、条例が制定された昭和48年ころと推測され、他方、現在の支給状況は、個人情報にあたるとして、担当部局が開示をしない意向を示しているので不明であるが、少なくとも平成19年7月ころには、支給を受けていた。

(2) 条例によれば、手当は、次の者に支給されるものとされる(条例・別表)。

重度の知的障害であつて、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの

重度の知的障害であつて、身体の障害の程度が次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 二 両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 一上肢の機能を全廃したもの
- 五 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 六 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの
- 七 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- 八 前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの

重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座つていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの

(3) また、東京都重度心身障害者手当取扱要領(昭和48年8月1日民障福第425号)によれば、手当の支給対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいう」とされ、「一般に重度心身障害者といわれている者(身体障害者手帳1~2級、愛の手帳1~2度相当者)とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいふべきものであり、障害が永続し、将来にわたって、その障害のそのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう」とし、「その典型的な障害としては、知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なく

されている脳性マヒ者等であり、「治療の対象となる疾病や訓練及び補装具等により改善が可能な程度の障害者は対象とならない」とされている。

(4) Aが、四肢麻痺の障害を有するとはいえ、かかる支給要件に該当するものでないことは、その活動状況等からも明らかである。

4 Aが、いかにして、かような厳格な要件のもとに支給される手当の支給を受けることとなったものかは不明であるが、Aの申請行為に重大な虚偽があった可能性は濃厚である。

また、その支給を決定し、かつ、少なくとも平成19年7月まで、漫然とこれを支給してきた東京都知事(以下「知事」という。)の措置は、不当であったというほかはなく、条例8条の定めるところにより、知事は、支給した手当の返還を求めるべきである。

なお、Aは、障害者福祉法に基づく支援費を不正に受給していた件で東京都江戸川区の職員を解職されたものであり、当該事実により詐欺罪の事実により起訴され、平成19年2月8日、東京地方裁判所より執行猶予付きながら有期懲役刑の判決を受けている。

5 よって、監査委員は、知事に対し、次のとおり勧告することを求める。

(1) Aに対する手当の支給を取り消すこと。

(2) Aに対し、支給を受けた手当の返還を求めること。

上記のとおり、地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

(以上、原文のまま掲載。ただし、個人の氏名等の個人情報については非表示とした。)

事実証明書

ア 「車イスといっしょに旅に出よう！」と題する書籍の一部の写し

イ Aさん、「ワーキング・クォーズ」ホームページ編集者と題する資料ほかの写し